

【別紙6】墜落等による危険の防止に関する労働安全衛生法令における近年の主な安全規制等

法律	労働安全衛生法	第四章	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置			事業者の講ずべき措置等	第二十一条	事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
							2	事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
							第二十六条	労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
							第二十七条	第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
								2
		(注文者の講ずべき措置)	第三十一条	特定事業(※)の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (※)特定事業：建設業、造船業				
			2	(略)				
		第五章	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	第一節	機械等に関する規制	(譲渡等の制限等)	第四十二条	特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。
		第六章	労働者の就業に当たつての措置			(安全衛生教育)	第五十九条	事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。
							2	前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
							3	事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。
		第十一章	雑則			(鉱山に関する特例)	第一百十四条	鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。))については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。
	2						鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。	

政令	労働安全衛生法施行令		(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)	第十三条	法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。
				2	法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。
				3	法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。 一～二十七 (略) 二十八 墜落制止用器具 二十九 チェーンソー(内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。) 三十 ショベルローダー 三十一 フォークローダー 三十二 ストラドルキャリアー 三十三 不整地運搬車 三十四 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車
				4・5	(略)
		附 則 (平成三〇年六月八日政令第一八四号) ※関係するものを抜粋	(施行期日)	1	この政令は、平成三十一年二月一日から施行する。
			(罰則に関する経過措置)	2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省令	労働安全衛生規則	第二編	安全基準	第九章	墜落、飛来崩壊等による危険の防止	第一節	墜落等による危険の防止 (第五百十八条—第五百三十三条)	(作業床の設置等)	第五百十八条	事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において、 墜落 により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。
									2	事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に 要求性能墜落制止用器具 を使用させる等 墜落 による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
									第五百十九条	事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で 墜落 により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。
									2	事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に 要求性能墜落制止用器具 を使用させる等 墜落 による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
								第五百二十条		労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、 要求性能墜落制止用器具 等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
								(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)	第五百二十一条	事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に 要求性能墜落制止用器具 等を使用させるときは、 要求性能墜落制止用器具 等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。
									2	事業者は、労働者に 要求性能墜落制止用器具 等を使用させるときは、 要求性能墜落制止用器具 等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。
								(悪天候時の作業禁止)	第五百二十二条	事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。
								(昇降するための設備の設置等)	第五百二十六条	事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。
									2	前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。
								(脚立)	第五百二十八条	事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。 一 丈夫な構造とすること。 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。
								(材料等)	第五百五十九条	事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。
									2	事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。
								(構造)	第五百六十一条	事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

[illegible]

	附 則 (平成三〇年六月一九日厚生労働省令第七五号) 抄 ※墜落制止用器具に関係するものを抜粋	(施行期日)	1	この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。
		(経過措置)	2	次に掲げる省令の規定の適用については、平成三十一年八月一日前に製造された安全带(要求性能墜落制止用器具(第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。)又は同日において現に製造している安全带(要求性能墜落制止用器具に該当するものを除く。)は、平成三十四年一月一日までの間、 要求性能墜落制止用器具とみなす。 一 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百十条の五第一項及び第三項、第四百二十二条第一項及び第三項、第五百一条の百二十七、第百九十四条の二十二、第二百四十七条、第三百六十条、第三百七十五条、第三百八十三条の三、第三百八十三条の五、第四百四条、第五百十七條の五、第五百十七條の九、第五百十七條の十三、第五百十七條の十八、第五百十七條の二十三、第五百十八條第二項、第五百十九條第二項、第五百二十條、第五百二十一條、第五百三十二條の二、第五百三十三條、第五百三十九條の二、第五百三十九條の六、第五百三十九條の七、第五百三十九條の九、第五百五十二條第二項及び第四項、第五百六十三條第三項及び第六項、第五百六十四條、第五百六十六條並びに第五百七十五條の六第二項及び第四項
附 則 (令和五年三月十四日厚生労働省令第二十二号) ※幅一メートル以上の箇所の本足場の使用、足場作業における点検者指名等に関係するものを記載			この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五百六十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。	

墜落制止用器具の規格	(定義)	第一条	この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 フルハーネス 墜落 を制止する際に 墜落制止用器具 を着用した者(以下「着用者」という。)の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿(もも)等において支持する構造の器具をいう。 二 胴ベルト 身体の腰部に着用する帯状の器具をいう。 三 ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備等(墜落制止用器具 を安全に取り付けるための設備等をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。)とを接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)、コネクタ等(ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ又は巻取り器を含む。)からなる器具をいう。 四 コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。 五 ショックアブソーバ 墜落 を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。 六 巻取り器 ランヤードのロープ等を巻き取るための器具をいう。 七 自由落下距離 労働者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからコネクタの取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。 八 落下距離 墜落制止用器具 が着用者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。	
		(使用制限)	第二条	六・七五メートルを超える高さの箇所で使用する 墜落制止用器具 は、フルハーネス型のものでなければならない。
			2	墜落制止用器具 は、当該 墜落制止用器具 の着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならない。
	3		ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならない。	
	(構造)	第三条	1	<u>フルハーネス型の墜落制止用器具(以下「フルハーネス型墜落制止用器具」という。))は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> 一 墜落 を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿(もも)等においてフルハーネスにより適切に支持する構造であること。 二 フルハーネスは、着用者に適切に適合させることができること。 三 ランヤード(ショックアブソーバを含む。)を適切に接続したものであること。 四 バックルは、適切に結合でき、接続部が容易に外れないものであること。
			2	<u>胴ベルト型の墜落制止用器具(以下「胴ベルト型墜落制止用器具」という。))は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> 一 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を胴部において胴ベルトにより適切に支持する構造であること。 二 胴ベルトは、着用者に適切に適合させることができること。 三 ランヤードを適切に接続したものであること。
	(部品の強度)	第四条	墜落制止用器具 の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。 表 (略) ※フルハーネス等に係る強度について、日本産業企画T八ー六五(墜落制止用器具)を引用。	
	(材料)	第五条	前条の表の上欄に掲げる 墜落制止用器具 の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するように選定されたものでなければならない。	

	(部品の形状等)	第六条	墜落制止用器具の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等のものでなければならない。 表（略）		
	(部品の接続)	第七条	墜落制止用器具の部品は、的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるものでなければならない。		
		2	接続部品は、これを用いて接続したために墜落を制止する機能に異常を生じないものでなければならない。		
	(耐衝撃性等)	第八条	フルハーネスは、トルソーを使用し、日本産業規格Tハー六五(墜落制止用器具)に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、当該トルソーを保持できるものでなければならない。		
		2～6	(略)		
	(表示)	第九条	墜落制止用器具は、見やすい箇所に当該墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならない。		
		2	ショックアブソーバは、見やすい箇所に、当該ショックアブソーバの種別、当該ショックアブソーバを使用する場合に前条第三項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの、使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値、標準的な使用条件の下で使用した場合の落下距離が表示されているものでなければならない。		
	(特殊な構造の墜落制止用器具等)	第十条	特殊な構造の墜落制止用器具又は国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具であって、厚生労働省労働基準局長が第三条から前条までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。		
	附 則	第一条	この告示は平成三十一年二月一日から適用する。		
		第二条	平成三十一年二月一日において、現に製造している安全帯又は現に存する安全帯の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例による。		
第三条		前条に規定する安全帯以外の安全帯で、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例によることができる。			
第四条		前二条の規定は、これらの条に規定する安全帯又はその部分がこの告示による改正後の墜落制止用器具構造規格に適合するに至った後における当該墜落制止用器具又はその部分については、適用しない。			

	(テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育)	第七 条の 四	2	安衛則第三十六条第五号の四に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。		
				前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
				科目	範囲	時間
				テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフター(安衛則第三十六条第五号の四の機械をいう。以下同じ。)の種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	一・五時間
				テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	二時間
				関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間
3	第一項の実技教育は、テールゲートリフターの操作の方法について、二時間以上行うものとする。					

安全衛生特別教育規程	(墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育)	第二十四条	安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。		
			前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
			科目	範囲	時間
			作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱いの方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	一時間
			墜落制止用器具(フルハーネス型の)	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法	二時間
			ものに限る。以下この条において同	墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
			じ。)に関する知識	法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	
			識		
			労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間
		3	第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
			科目	範囲	時間
			墜落制止用器具の使用等方法	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	一・五時間
※上記の他、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」などが既定されている。					
附 則	改正文（平成三〇年六月一九日厚生労働省告示第二四九号）抄 平成三十一年二月一日から適用する。 ※墜落制止用器具に係るものを抜粋				
附 則	改正文（令和五年三月二八日厚生労働省告示第一〇四号）抄 令和六年二月一日から適用する。 ※テールゲートリフターに係るものを抜粋改正文				

通達	「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」 （平成30年6月22日付）	（目的）労働安全衛生法令に規定されている、墜落制止用器具について、事業者が実施すべき一連の事項を一体的に示し、<u>墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進することを目的に、墜落制止用器具を使用して行う作業の適用範囲や、墜落制止用器具の選定、使用方法、点検・保守・保管、廃棄方法等をまとめたもの</u>。本ガイドラインを活用し、墜落制止用器具の普及促進に向けた周知の徹底や、啓発活動を実施。 （概要）下記の内容で構成 - 第1 趣旨 - 第2 適用範囲 - 第3 用語 1 墜落制止用器具を構成する部品等 2 ワークポジショニング作業関連 3 その他関連器具 - 第4 墜落制止用器具の選定 1 基本的な考え方 2 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を行わない場合） 3 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を行う場合） 4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用 - 第5 墜落制止用器具の使用 1 墜落制止用器具の使用手法 2 垂直親綱への取付け 3 水平親綱への取付け - 第6 点検・保守・保管 1 点検 2 保守 3 保管 - 第7 廃棄基準 - 第8 特別教育 1 学科教育 2 実技教育
	「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 都道府県労働局長宛て、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達 （平成27年2月9日付、令和5年3月14日最終改正）	（目的）<u>足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的に、労働安全衛生規則で定める墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関係する各作業段階に応じてまとめたもの</u>。厚生労働省から各都道府県労働局長宛ての通達文書であり、事業場等に対する様々な機会を通じた指導に活用。 （概要）下記の内容で構成 - 第1 目的 - 第2 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項 1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項 2 足場の設置計画段階における留意事項 3 足場の組立て等の作業段階における留意事項 4 足場上で作業を行う段階における留意事項 5 安全衛生教育における留意事項 6 その他 - 第3 各主体における留意事項 1 建設工事の発注者が留意すべき事項 2 特定元方事業者が留意すべき事項 3 足場設置業者が留意すべき事項 4 足場設置業者以外の事業者が留意すべき事項 5 足場に関連した作業を行う労働者が留意すべき事項 6 労働災害防止団体、関係業界団体及び安全衛生教育機関が留意すべき事項 7 足場機材メーカーが留意すべき事項 8 行政が留意すべき事項 ※（別添）として、「安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等についても規定。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 (平成25年3月25日付、令和5年3月28日改正)	(目的) <u>陸上貨物運送事業の事業者及び労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すこと。</u> (概要) 下記の内容で構成 第1 目的 第2 陸運事業者の実施事項 1 安全衛生管理体制の確立等 2 荷役作業における労働災害防止措置 3 荷役作業の安全衛生教育の実施 4 陸運事業者と荷主等との連絡調整 5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置 6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置 第3 荷主等の実施事項 1～6 (略)
--	--